

## 自己資本比率規制に関するQ&A

(平成 18 年 3 月 31 日公表、同年 7 月 28 日追加、同年 12 月 27 日追加、平成 19 年 3 月 23 日追加、同年 5 月 9 日追加、同年 9 月 28 日追加、同年 12 月 6 日追加、平成 20 年 3 月 31 日追加、同年 11 月 17 日追加、同年 12 月 24 日追加、平成 21 年 3 月 27 日追加、同年 9 月 24 日修正、平成 22 年 3 月 31 日追加・修正、同年 12 月 17 日修正、平成 23 年 3 月 31 日修正、同年 9 月 12 日追加・修正、平成 24 年 6 月 6 日公表、同年 8 月 7 日追加、同年 12 月 12 日追加・修正、平成 25 年 3 月 28 日追加・修正、同年 9 月 20 日追加・修正、平成 26 年 3 月 6 日修正、平成 27 年 3 月 31 日追加・修正、平成 28 年 3 月 11 日追加・修正、平成 28 年 7 月 1 日修正、平成 28 年 8 月 31 日追加、平成 30 年 3 月 23 日追加・修正、平成 31 年 2 月 18 日追加、同年 3 月 15 日追加・修正)

以下に記されている条文番号は、特に記載のない限り、銀行法第 14 条の 2 に基づく告示の条文番号となっています。

### 【総論、自己資本比率計算】

#### 【第 2 章～第 5 章（国際統一基準及び国内基準）関係】

<複数の資産及び取引を裏付けとする資産に係る外国為替リスクの取扱い>

【関連条項】第 11 条等

第 11 条-Q1 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）が特定取引勘定以外の勘定に属する場合、当該ファンドの外国為替リスクに係るマーケット・リスク相当額の算出は、どのように行えば良いですか。  
(平成 19 年 5 月 9 日追加、平成 30 年 3 月 23 日修正、平成 31 年 3 月 15 日修正)

(A)

第 2 条の算式におけるマーケット・リスク相当額の算出に際しては、特定取引勘定以外の勘定の取引に関しても、当該取引が外国為替リスクを伴う限り、算出対象に含まれることとなります。従って、特定取引勘定以外の勘定に属するファンド向け出資に係るエクスポージャーについても、当該エクスポージャーが外国為替リスクを伴う場合、当該エクスポージャーに係るマーケット・リスク相当額を算出することとなります。その際、金融機関内部で設定された合理的な基準に基づき、ファンドごとに一貫性をもって適用することを前提に、当該ファンドへの出資の基準通貨に基づいて外国為替リスクを評価する方法と、

告示第 76 条の 5 第 2 項に規定するルック・スルー方式と同様に、当該ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引を把握し、当該裏付けとなる個々の資産及び取引の外国為替リスクを評価する方法のいずれかに拠って、マーケット・リスク相当額を算出することが可能です。

## 【標準的手法】

### 【第 6 章（標準的手法）－第 1 節（総則）及び第 2 節（リスク・ウェイト）関係】

＜複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャーに該当しないもの）の取扱い＞

#### 【関連条項】 第 48 条

第 48 条-Q1 複数の資産及び取引を裏付けとする資産に係るエクスポージャーのうち、ファンド向け出資に係るエクスポージャーに該当しないエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出は、どのように行えば良いですか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

複数の資産及び取引を裏付けとする資産のうち、投資信託等（所謂ファンド）への出資に係るエクスポージャーについては、告示第 76 条の 5 の規定に従い、原則として、同条第 2 項に定めるルック・スルー方式によってリスク・ウェイトを算出することとされています。

他方で、例えばクレジット・リンク債やリパッケージ債等の一部の仕組商品については、複数の資産及び取引を裏付けとする点でファンド向け出資に係るエクスポージャーと同様であり、裏付けとする資産及び取引のリスク水準がこうした商品の信用リスク・アセットの額に反映されるべきと考えられることから、ファンド向け出資に係るエクスポージャーと同様に、ルック・スルーにより裏付けとなっている個々の資産及び取引の状況を把握し、当該個々の資産及び取引の信用リスク・アセットの額を算出・合算する取扱い（※）が望ましいと考えられます（この際、個々の資産及び取引のエクスポージャー額は標準的手法採用行の投資持分の割合に応じて調整する必要があります。）。

なお、こうした商品はファンドとは異なり、商品の組成後に裏付けとなる資産及び取引の入替えは発生せず、ファンド向け出資に係るエクスポージャーには該当しないことから、ルック・スルーにより信用リスク・アセットの額を算出する場合であっても、告示第 76 条の 5 第 2 項第 1 号及び第 2 号の要件は適用されないものとして扱って差し支えありません。

※ 仕組商品については、その態様が様々であることから、信用リスク・アセットの額の

算出方法について一律に規定する趣旨ではありません。各金融機関において、商品性を踏まえた適切な取扱いにより信用リスク・アセットの額を算出することが求められます。

<リスク・ウェイトのみなし計算における計算方式の部分適用>

**【関連条項】 第 76 条の 5**

第 76 条の 5-Q1 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）のリスク・ウェイトを算出するに当たって、1つのファンドに対して複数の計算方式を部分的に適用することは可能ですか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）のリスク・ウェイトの算出に当たっては、告示第 76 条の 5 の規定に従って、優先順位の高い計算方式から順に適用可否を判断することとなります。

具体的には、①ルック・スルー明細情報（ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引（以下「裏付けとなる資産等」という。）毎に信用リスク・アセットの額の算出に必要な情報が掲載されたデータ）が取得でき、かつ告示第 76 条の 5 第 2 項に規定するルック・スルー方式（LTA）の適用要件を充足する場合は LTA を、②LTA が適用できない場合であって、資産運用基準が明らかである場合はマンドート方式（MBA）を、③LTA 及び MBA が適用できない場合であって、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが 250%/400%を下回る蓋然性が高いことを標準的手法採用行が疎明できる場合は蓋然性方式（250%/400%）を、④上記①～③のいずれも適用できない場合はフォールバック方式（FBA）を適用することになります。

原則として、標準的手法採用行は、ファンドの裏付けとなる資産等の全体に渡りルック・スルー明細情報を取得し、LTA を適用することが求められます。しかしながら、実際には、ファンド運営会社等から取得できるルック・スルー明細情報が、裏付けとなる資産等の一部のみを対象としている状況が考えられます。このような場合、ルック・スルー明細情報が取得できた部分については、上記の適用要件の充足を前提に LTA を適用することが可能です。また、残りの部分についても、資産運用基準が明らかである場合は MBA を適用することができる一方、当該基準が明らかでない場合は FBA を適用することとなります。なお、蓋然性方式の部分適用は許容されません。

<レバレッジの掛かったファンドの取扱い>

**【関連条項】 第 76 条の 5**

第 76 条の 5-Q2 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）のリスク・ウェイトを算出するに当たって、当該ファンド

がレバレッジを掛けている場合は、どのように取扱う必要がありますか。(平成 19 年 5 月 9 日追加、平成 30 年 3 月 23 日修正、平成 31 年 3 月 15 日修正 (旧「第 48 条-Q2」の修正))

(A)

「第 76 条の 5-Q1」に記載の通り、投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）のリスク・ウェイトを算出するに当たっては、原則としてルック・スルー方式を適用し、ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引（以下「裏付けとなる資産等」という。）を把握し、当該裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出することが求められます（ルック・スルー方式が適用できない場合は、マンドート方式を適用）。その上で、告示第 76 条の 5 第 2 項（マンドート方式の場合は同条第 6 項）に従い、当該信用リスク・アセットの総額をファンドの総資産で除して得られる割合をリスク・ウェイトとして用いることとなります。

借入等によってファンドの裏付資産が膨らんでいる場合（レバレッジが掛かっている場合）においては、当該ファンドのレバレッジの比率（ファンドの総資産の純資産に対する比率）により、上述のリスク・ウェイトを適切に調整する必要があります。具体的には、次の算式に示す通り、ルック・スルー方式あるいはマンドート方式により算出したリスク・ウェイトに、レバレッジの比率を乗じることにより調整を行います。

$$RWA_{investment} = (RW_{fund} \times Leverage_{fund}) \times Exposure_{investment}$$

- $RWA_{investment}$  : ファンド投資持分に係る信用リスク・アセットの額
- $RW_{fund}$  : ルック・スルー方式あるいはマンドート方式により算出される、ファンド自体のリスク・ウェイト（裏付けとなる資産等の加重平均リスク・ウェイト）
- $Leverage_{fund}$  : ファンド自体のレバレッジの比率（※1）
- $Exposure_{investment}$  : ファンド投資持分に係るエクスポージャーの額

※1：マンドート方式においては、同条第 8 項第 2 号の規定に従い、資産運用基準において許容される最大のレバレッジの比率により調整することを原則としますが、資産運用基準に許容される最大のレバレッジの比率に係る定めがなく、かつ信用リスク・アセットの額の算出基準日時点におけるファンドの実際のレバレッジの比率が判明している場合は、当該実際のレバレッジの比率を利用することも可能とします。

また、上記の算式は、次のように表現することも可能です。次の算式のように、レバレッジの比率によりリスク・ウェイトを調整するのではなく、ファンドの裏付となる資産等の信用リスク・アセットの総額に出資比率を乗じる方法により、直接、ファンド投資持分に係る信用リスク・アセットの額を算定して頂いても構いません。

$$\begin{aligned}
RWA_{investment} &= (RW_{fund} \times Leverage_{fund}) \times Exposure_{investment} \\
&= \frac{RWA_{fund}}{Asset_{fund}} \times \frac{Asset_{fund}}{Equity_{fund}} \times Exposure_{investment} \\
&= RWA_{fund} \times \frac{Exposure_{investment}}{Equity_{fund}} \\
&= RWA_{fund} \times \text{出資比率}
\end{aligned}$$

- $RWA_{fund}$  : ファンドの裏付となる資産等の信用リスク・アセットの総額
- $Asset_{fund}$  : ファンドの総資産
- $Equity_{fund}$  : ファンドの純資産

なお、ファンドがショート・ポジションを持つことによってレバレッジが掛かっている場合においても、同様に裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出することとなりますが、当該信用リスク・アセットの総額の算出において、当該ファンドのショート・ポジションの対象資産に係るリスクについては考慮する必要はありません。

以下に計算例をお示しします。

#### <前提条件>

- ファンドの純資産価値：20 百万円
- 当該ファンドへの金融機関の投資持分（金融機関における簿価）：10 百万円
- 当該ファンドの貸借対照表（ファンド B/S）における総資産：120 百万円
- 当該ファンドの借入額：80 百万円
- 運用報告書等に基づく情報
  - 株式ロング・ポジション：40 百万円
  - 株式ショート・ポジション：15 百万円
  - 日本国債のロング・ポジション：60 百万円
  - 日本国債による金融機関（※2）への担保提供：20 百万円（ファンド B/S 非計上）
  - その他のロング・ポジション（※3）：20 百万円
  - その他のショート・ポジション：5 百万円

※2：当該金融機関の RW は 20%。

※3：当該ファンドの運用基準によると、株式、日本国債以外では、「A」格以上の社債、邦銀預金でのみ資金を運用することが可能。

■ 裏付けとなる資産等のうちルック・スルー方式を適用する部分（オン・バランス）

	残高 (ロング)	残高 (ショート)	リスク・ ウェイト
株式	40 百万円	15 百万円	100%
日本国債	60 百万円		0%

■ 裏付けとなる資産等のうちルック・スルー方式を適用する部分（オフ・バランス）

	与信相当額	リスク・ ウェイト
金融機関への担保提供（日本国債）	20 百万円	20%

■ 裏付けとなる資産等のうちマンドレート方式を適用する部分

	残高 (ロング)	残高 (ショート)	リスク・ ウェイト
その他の資産	20 百万円		50%

当該ファンドの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額

$$= 40 \text{ 百万円} \times 100\% + 60 \text{ 百万円} \times 0\% + 20 \text{ 百万円} \times 20\% + 20 \text{ 百万円} \times 50\% = 54 \text{ 百万円}$$

当該ファンドを保有する金融機関におけるリスク・ウェイト（レバレッジ調整あり）

$$= (54 \text{ 百万円} \div 120 \text{ 百万円}) \times (120 \text{ 百万円} \div 20 \text{ 百万円}) = 270\%$$

当該ファンドを保有する金融機関における信用リスク・アセットの額

$$= 10 \text{ 百万円} \times 270\% = 27 \text{ 百万円}$$

<複数の資産及び取引を裏付けとする資産における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額>

【関連条項】第76条の5第2項、第79条、第79条の2、第79条の4、改正告示（平成30年金融庁告示第13号）附則第2条

第76条の5-Q3 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）について、ルック・スルー方式により信用リスク・アセットの額を算出する場合において、当該ファンドに含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出するにあたって、SA-CCR とカレント・エクスポージャー方式（CEM）の適用関係はどのように整理されるのでしょうか。（平成31年3月15日追加（旧「第48条-Q3」の修正））

(A)

派生商品取引の与信相当額の算出にあたって SA-CCR を適用する標準的手法採用行が、ファンド向け出資に係るエクスポージャーにルック・スルー方式を適用する場合には、当該

ファンドに含まれる派生商品取引の与信相当額の算出についても、原則として SA-CCR の適用が求められることとなります。ただし、SA-CCR 適用に係る準備期間を確保するため、平成 30 年改正告示附則第 2 条が適用される間は、ファンド毎に SA-CCR と CEM の選択適用が認められます。

他方、第 79 条第 2 項により、平成 30 年改正告示附則第 2 条の適用期間後も CEM を選択する国内基準行は、ファンド毎に SA-CCR と CEM の選択適用が恒久的に認められます。

(参考：SA-CCR と CEM の適用関係) (※1)

国際 /国内	第 79 条第 2 項各号に掲 げる銀行	附則第 2 条の適用期間		附則第 2 条の適用期間後	
		与信相当額の 算出方法	ファンド内	与信相当額の 算出方法	ファンド内
国際統一 基準行	該当	CEM 又は SA-CCR	ファンド毎 に選択可 (※2)	SA-CCR	SA-CCR (※3)
国内 基準行					
国内 基準行	非該当	CEM 又は SA-CCR	ファンド毎 に選択可 (※2)	CEM	ファンド毎 に選択可 (※2)
				SA-CCR	SA-CCR (※3)

※1：当該適用関係は、長期決済期間取引の与信相当額の算出においても該当します。

※2：銀行が保有するファンドについて、一旦 SA-CCR を適用した場合は、当該ファンドについて継続的に SA-CCR を適用することが求められます。

※3：平成 30 年改正告示附則第 2 条の適用期間後において、SA-CCR の適用が求められるファンドについては、SA-CCR による与信相当額の算出ができない場合はルック・スルー方式を用いることができなくなります。

<ルック・スルー方式の適用要件>

【関連条項】第 76 条の 5 第 2 項

第 76 条の 5-4 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）のリスク・ウェイトを算出するに当たって、標準的手法採用行がルック・スルー方式（LTA）を適用する場合は LTA 適用要件の充足が必要ですが、どのように充足状況を確認・評価する必要がありますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）について、標準的手法採用行が、ルック・スルー方式（LTA）により当該資産のリスク・ウェイトを算出する場合、告示第76条の5第2項に規定されているように、ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引（以下「裏付けとなる資産等」という。）のエクスポージャーに関する情報（以下「ルック・スルー明細情報」という。）が次の2つの要件を充足する必要があります。

- (1) 標準的手法採用行により十分かつ頻繁に取得されていること
- (2) 独立した第三者により検証されていること

当該要件の充足状況の確認・評価については、(i) 市場性ファンドと (ii) 非市場性ファンドで、ファンドの特性が大きく異なることを踏まえ、以下のとおり考え方を示します。(※1)

※1：ここでは、「(i) 市場性ファンド」と「(ii) 非市場性ファンド」は、ファンドが主たる投資対象としている商品の市場流動性や、基準価額（又は純資産価値）の算出される頻度を踏まえて判別します。基準価額（又は純資産価値）の算出頻度の観点では、(i) は「月次以上の頻度」で算出されるファンド、(ii) は (i) に該当しないファンド、が判別の目安になると考えられます。

#### (i) 市場性ファンドの場合

##### <要件 (1) について>

要件 (1) の充足のためには、ルック・スルー明細情報が、「十分」かつ「頻繁」に取得される必要があります。

ここで、「十分」とは、標準的手法採用行において、リスク・ウェイトを判定可能な程度に詳細な情報であることを意味します。ルック・スルー明細情報は、原則として裏付けとなる個々の資産/取引毎の粒度で、それぞれのエクスポージャー額やリスク・ウェイトの判定に資する情報項目を取得することが必要となります。

一方、「頻繁」とは、投資家である標準的手法採用行の自己資本比率の算出・公表以上の頻度を意味します。例えば、当該標準的手法採用行の自己資本比率の算出・公表の頻度が「四半期毎」である場合は、ルック・スルー明細情報の取得頻度は、四半期毎以上であることが必要となります。

##### <要件 (2) について>

要件 (2) の充足のためには、「独立した第三者」により、ルック・スルー明細情報の適切性が検証されている必要があります（第三者検証要件）。ただし、ファンド側における（ルック・スルー明細情報の作成・提供を含めた）業務運営の適切性を確保するための統制の

仕組みも、ファンドにより様々であると考えられることから、必ずしも第三者検証要件の充足判定に当たり、画一的な基準に依拠することを要請するものではありません。

ファンドの業務運営に携わるステークホルダは複数存在しており、それぞれが異なる業務を遂行しています。こうした中、それぞれ独立した立場で業務を行う異なる二者の間で確認/検証/照合作業等を行うことにより、ルック・スルー明細情報の適切性が確保される（あるいは適切性が推定される）場合には、第三者検証要件を充足するものとして扱うことができると考えられます。

例えば、運用会社と信託会社或いは計理事務を担当するアドミニストレータとの間で、「基準価額」や「純資産価値」、又は「ポートフォリオ明細」等の確認（※2、3）が、標準的手法採用行の自己資本比率の算出・公表以上の頻度で行われている場合は、第三者検証要件を充足するものとして差し支えありません。（本邦における「金銭の信託」については、信託会社内の独立した異なる部署間での検証作業等を通じて、明細情報の適切性が確保される態勢が整っている場合は、「独立した第三者」による検証として扱うことも可能とします。）

※2：ルック・スルー明細情報自体ではなく、基準価額又は純資産価値のみを対象とした適切性の確認が運用会社と信託会社等の間で行われているファンドであっても、適切性が疑われる場合には速やかに明細レベルで原因究明を行い、（重要性の基準が設けられている場合は当該基準に照らして）必要に応じて基準価額又は純資産価値を修正し、適切性を確保する運用が行われている場合は、実態として明細レベルの検証に相当するものとみなします。

※3：運用会社と信託会社の両者について、基準価額あるいは純資産価値の計算及び照合作業が外部委託されている場合であっても、実質的に両者による計算作業が独立して実施され、照合作業が実施されているのであれば同様に評価できるものと考えられます。

#### (ii) 非市場性ファンドの場合

非市場性ファンドについては、市場性ファンドと比べ、裏付けとなる資産等の変動（入替え）の頻度は低く、また裏付けとなる資産等の価格も標準的手法採用行の自己資本比率の算出・公表以上の頻度で取得することは必ずしも容易ではないという状況が考えられます。こうした状況を踏まえ、非市場性ファンドについては、投資家たる標準的手法採用行において、

- イ) 少なくとも年1回以上の第三者検証（会計監査も可）を受けた明細情報を取得し、かつ、
- ロ) 期中の個々の投資活動に係る情報（購入・売却等の対象資産及びその価格を含む。）を適時に（購入・売却等の都度又は月次等の頻度で）確認することにより継続的に資産構成を把握し、適切にファンドをモニタリングできる態勢が整っている場合は、

LTA 適用要件（上記の（1）及び（2））を充足するものとみなすこととします。（※4）

※4：非市場性ファンドにおける LTA 適用要件の充足に係る考え方は上記の通りですが、ルック・スルー明細情報を極力高い頻度（半期毎や四半期毎）で取得し、上記（ロ）で確認した内容との整合性も確認した上で、当該明細情報を信用リスク・アセット算出に使用することが望ましいものと考えられます。

<第三者により判定されたリスク・ウェイトの利用>

【関連条項】第 76 条の 5 第 2 項、第 4 項、第 5 項

第 76 条の 5-Q5 ファンド向け出資に係るエクスポージャーにルック・スルー方式を適用する際、ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引について、第三者により判定されたリスク・ウェイトを使用する場合の取扱いはどのようになりますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

告示第 76 条の 5 第 4 項及び第 5 項に規定されているように、標準的手法採用行は、自らがファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引（以下「裏付けとなる資産等」という。）のエクスポージャーに関する情報を同条第 2 項第 1 号の要件を満たす形で取得できない場合であっても、第三者（当該標準的手法採用行以外の者）が「十分」（※）かつ「頻繁に」当該情報を取得・保有できているときは、当該第三者に標準的手法の枠組みによるリスク・ウェイトの判定を委ね、当該判定されたリスク・ウェイトを用いて、同条第 2 項の「裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額」を算出することが可能です（当該計算方式は、ファンドの裏付けとなる資産等の一部に対して適用することも許容されます。）。ただし、このように第三者により判定されたリスク・ウェイトを用いる場合は、原則として、同条第 5 項の規定に従い、当該リスク・ウェイトを「1.2 倍」することとなります。

※ ここで「十分」な情報とは、裏付けとなる個々の資産/取引毎の粒度で、それぞれのエクスポージャー額や（標準的手法の枠組みの下で）リスク・ウェイトの判定に資する情報項目を含むルック・スルー明細情報を表します。

しかしながら、第三者により判定されたリスク・ウェイトを使用する場合であっても、当該判定が適切に実施されていることが確認でき、実態として、標準的手法採用行自らが、リスク・ウェイトを判定する場合と同等と評価できるのであれば、資本賦課の面でも標準的手法採用行自らがリスク・ウェイト判定する場合と同等に取扱う（「1.2 倍」しない取扱い）ことは許容されるものと考えます。

「標準的手法採用行自らがリスク・ウェイト判定する場合と同等」と評価できる例としては、標準的手法採用行が、第三者側でリスク・ウェイト判定や信用リスク・アセットの

額の算出が行われた結果の情報（場合によっては集約された情報）を受領する場合に、当該情報とは別に、裏付けとなる個々の資産/取引毎の粒度で、エクスポージャー額やリスク・ウェイトの判定に資する情報項目を含むルック・スルー明細情報を少なくとも年 1 回受領した上で、サンプルチェック等を通じて、第三者によるリスク・ウェイト判定の適切性を確認している場合が考えられます。

<ルック・スルー明細情報の基準日>

【関連条項】第 76 条の 5 第 2 項、第 4 項

第 76 条の 5-Q6 ルック・スルー方式によりファンド向け出資に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトを判定する上で必要となるルック・スルー明細情報は、標準的手法採用行の自己資本比率算出の基準日より前の直近のものを利用することは許容されますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

ルック・スルー方式によりファンド向け出資に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトを判定するため、銀行はルック・スルー明細情報を取得し、裏付けとなる個々の資産及び取引のエクスポージャーの詳細を把握する必要がありますが、ファンド毎に一貫性をもって用いることを前提に、標準的手法採用行の自己資本比率算出の基準日に対応する明細情報に代えて、当該基準日前の直近の明細情報を利用することも可能とします。

<マンドート方式におけるマンドートの範囲>

【関連条項】第 76 条の 5 第 6 項

第 76 条の 5-Q7 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）のリスク・ウェイトを算出するに当たって、マンドート方式を用いる場合、どのような情報が資産運用基準（マンドート）として利用できますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

ファンドの運用対象資産の範囲や制約に係る情報については、①明確な遵守事項として設定される基準、②投資方針・ガイドラインといった（厳格に遵守を要請しない）目安としての基準の双方が存在するものと考えられます。

マンドート方式によるリスク・ウェイトの算出においては、保守的に資産構成を仮定する必要がありますが、前者（①）の基準は明確な遵守事項であることから、保守的な仮定を設定する上で相応しい情報であると考えられる一方、後者（②）の基準については、必ずしも遵守が要請されないことから、資産運用基準（マンドート）として利用できる情報であるかが論点となります。

この点、マンドートとしての利用可否は、実態として遵守事項として機能しているか否かにあると考えられます。②のような、投資の方針や目安を示す情報であっても、毎期の

運用報告書の確認その他のファンドに対するモニタリングを通じて、基本的には当該方針どおりの運用が行われていることが継続的に確認できる場合は、実態として遵守基準として機能していると考えられることから、マンドートに相当するものと評価して構いません。  
(※1、2)

※1：ただし、マンドートとして利用する情報は、上記①②のいずれについても、ファンド運用会社と（当該ファンドの）全ての投資家との間で共有する文書において、明記されていることを必要とします。当該情報が掲載される文書の態様（契約書、目論見書、事業体の定款等）や公表・非公表の別は問いません。

※2：また、マンドートの内容を特定するに当たっては、入手可能な全ての情報を考慮に入れる必要がある点にご留意ください（抽象度の高い情報のみを抽出してマンドートとして使用することは許容されません。）。

なお、マンドート方式においては、ファンドの運用対象資産の範囲や制約に係る情報として、ファンドの「マンドート」だけでなく、ファンドやその運用方針等を規制する各国の法令に含まれる情報も利用可能です。

<マンドート方式におけるリスク・ウェイトの計算方法>

【関連条項】第76条の5第6項、第7項

第76条の5-Q8 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）のリスク・ウェイトを算出するに当たって、マンドート方式を適用する場合、どのような点に注意する必要がありますか。（平成31年3月15日追加）

(A)

標準的手法採用行がマンドート方式を適用してリスク・ウェイトを算出する場合、告示第76条の5第6項及び第7項に従い、資産運用基準に基づき信用リスク・アセットの総額が最大となるよう裏付けとなる資産等の構成を想定し、当該額を算出する必要がありますが、このとき、標準的手法採用行が、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーを直接保有しているものとみなして、信用リスク・アセットの額を算出することが求められます。具体的には、次の3つのエクスポージャーについて信用リスク・アセットの額を算出し、その合計額を当該「信用リスク・アセットの総額」とすることとなります。

① オンバランス・シートのエクスポージャー

- バランスシートに計上される資産のうち派生商品取引に係る資産は除きます。

② オフバランス・シートのエクスポージャー

- オフバランス・シート項目や派生商品取引の対象資産（参照資産）について、第1の柱で信用リスク・アセットの額の算出が要請される場合はエクスポージャーを認

識する必要があります。

- 派生商品取引の対象資産（参照資産）が不明な場合は、保守的に想定元本の全額をエクスポージャーとして認識する必要があります。（CCFを100%とする取扱い。）
- 派生商品取引の想定元本が不明な場合は、保守的に、資産運用基準で許容される最大の想定元本を使用する必要があります。

③ 派生商品取引のカウンターパーティ信用リスクのエクスポージャー

- SA-CCRとカレント・エクスポージャー方式のいずれかを想定して、保守的にエクスポージャー額を認識するものとします（マンドート方式を適用するファンドについては、標準的手法採用行が直接保有する派生商品取引に対して適用する方式と同じ方式を想定するものとします。）。
- カレント・エクスポージャー方式を想定する場合、
  - ・ 再構築コストが不明な場合は、想定元本の額で代替する必要があります。
  - ・ アドオンの額を算出するに当たって、アドオンの掛目が不明な場合は、想定される最も保守的な掛目を使用する必要があります。
- SA-CCRを想定する場合においても、同様に、SA-CCRの枠組みにおいて保守的な水準となる状況を設定するものとします。

<蓋然性方式の利用>

【関連条項】第76条の5第9項

第76条の5-Q9 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）のリスク・ウェイトを算出するに当たって、蓋然性方式を用いる場合、どのような取扱いとなりますか。（平成31年3月15日追加）

(A)

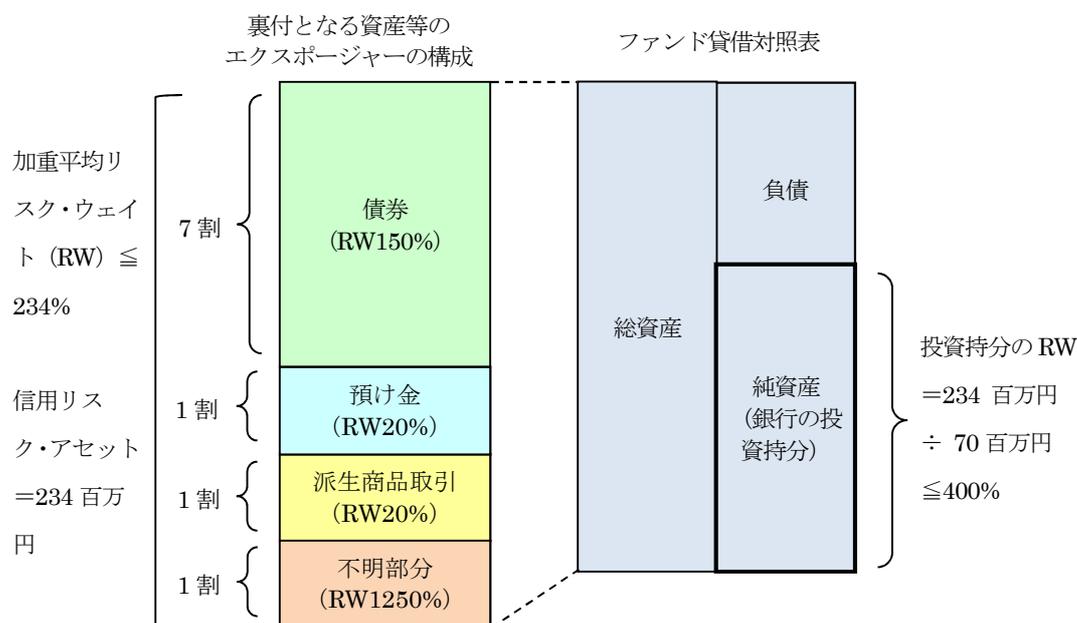
告示第76条の5第9項に規定する蓋然性方式を利用する場合、ファンド向け出資に係るエクスポージャー自体のリスク・ウェイトの水準が、250%/400%を下回る蓋然性を評価することになります。この際、標準的手法採用行は、自行に適用される信用リスク・アセットの額の算出の枠組みを前提とし、足許のファンドの裏付けとなる資産等（オフバランス取引や派生商品取引等を含む。）の構成及びレバレッジの状況に基づいて当該蓋然性を評価することが必要となります。

例えば、足許の裏付けとなる資産等の構成及びレバレッジの状況について、個別資産・取引毎の詳細や正確なレバレッジの比率（ファンドの総資産の純資産に対する比率）の水準に係る情報を取得しない場合でも、以下のように蓋然性評価に資する形で概要としての情報が提供されている場合は、保守性も勘案の上、各行においてファンド向け出資に係るエクスポージャー自体のリスク・ウェイトを見積もることが可能であると考えられます。

<例>

- ① 裏付けとなる資産等のエクスポージャーの7割は、債券（対象資本調達手段に該当せず、また証券化エクスポージャーにも該当しない。）により構成されているが、これらの発行体及び外部格付は明らかではない。
- ② 裏付けとなる資産等のエクスポージャーの1割は、銀行向けの預け金であり、当該銀行の設立された国の中央政府の外部格付は「AA」である。
- ③ 裏付けとなる資産等のエクスポージャーの1割（※）は、銀行を相手方とする派生商品取引（CVAリスク相当額を算出する必要がある派生商品取引）であり、当該銀行の設立された国の中央政府の外部格付は「AA」である。  
 ※ 告示第76条の5第3項に規定する「1.5倍」の取扱いを勘案した後のエクスポージャーの状況。
- ④ ファンドのレバレッジの比率の水準は不明だが、裏付けとなる資産等のエクスポージャーの総額は100百万円、当該ファンドの純資産は70百万円である。

上記の例では、裏付けとなる資産等のエクスポージャーの7割については、証券化エクスポージャーに該当しない債券（対象資本調達手段に該当しない。）になるため、外部格付を保守的に仮定した場合のリスク・ウェイトは150%と考えられます。同様に、計2割部分を構成する銀行向け預け金及び銀行を相手方とする派生商品取引については、外部格付よりリスク・ウェイトは20%となり、それ以外の1割部分は明らかではないため、最も保守的な1250%となります。こうした保守的な仮定の下で想定される裏付けとなる資産等の加重平均リスク・ウェイトは234%、信用リスク・アセットの総額は234百万円となり、純資産の額70百万円で除して得られるリスク・ウェイトは400%に達しないことから、ファンド向け出資に係るエクスポージャー自体のリスク・ウェイトの水準が400%を下回る蓋然性は高いと考えられます。



なお、蓋然性方式を、ファンドの裏付けとなる資産等の一部に適用すること（部分適用）ができない点には注意が必要です。

<ファンド・オブ・ファンズのリスク・ウェイトの計算方法>

**【関連条項】第 76 条の 5**

第76条の5-Q10 標準的手法採用行が投資しているファンドが別のファンドに投資している場合、どのようにリスク・ウェイトを算出する必要がありますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

ファンド・オブ・ファンズのように、標準的手法採用行が直接に投資しているファンド（ファンド①とします。）が別のファンド（ファンド②とします。）に投資している場合についても、告示第 76 条の 5 の規定がそれぞれのファンドに対して適用されることとなります。

例えば、ファンド①にロック・スルー方式を適用する場合、ファンド①が同条第 2 項の適用要件を充足することが必要となります。また、ファンド①のロック・スルー明細情報にファンド②の投資持分が含まれることとなりますが、当該投資持分に適用するリスク・ウェイトも、同条の規定に従い判定する必要があります。ファンド②に対してもロック・スルー方式を適用する場合は、同様に同条第 2 項の適用要件の充足が必要です。

なお、下位の階層のファンド（ファンド②）についてロック・スルー方式を適用するには、直前の上位の階層（ファンド①）においてロック・スルー方式が適用できることが前提となります。また、方式の部分適用やレバレッジの勘案に係るルールも同様に、各階層のファンドに対して適用されます。

## 【第6章（標準的手法）－第3節（オフ・バランス取引）関係】

<投資事業組合等への出資枠の取扱い>

【関連条項】第78条

第78条-Q9 事業再生等を目的とする投資事業組合等への出資枠の未引出額の掛目は何%ですか。(平成18年12月27日追加)

(A)

事業再生等を目的とする投資事業組合等への出資に際しては、通常、契約期間中に当該投資事業組合等から出資の要求（キャピタル・コール）があった場合に、一定の金額（出資枠）を限度に出資を行う契約になっています。このような出資契約においては、与信先からの要求に応じ一定の金額（融資枠又はコミットメント額）を限度に資金を提供する点において、コミットメントと基本的に同様と考えられることから、出資枠から既に出資した額を控除した未引出額の与信相当額を算出するに際しては、第78条第1項のコミットメントに係る掛目を当該未引出額に乗じることとします。例えば、当該出資契約を任意の時期に無条件で取消可能な場合、第78条第1項に基づき、未引出額に対して0%の掛目を乗じて得た額を既に出資した額に加えた額が、当該出資契約の信用リスクに係る与信相当額となります。同様に、当該出資契約の原契約期間が1年以内の場合には20%の掛目を、原契約期間が1年超の場合には50%の掛目を未引出額に乗じて得た額と既に出資した額の総額が、当該出資契約の信用リスクに係る与信相当額となります。

## 【内部格付手法】

### 【第7章（内部格付手法）－第1節（総則）関係】

<段階的適用>

【関連条項】第146条第1項

第146条-Q1 段階的適用はどのような範囲及び期間について認められますか。（平成31年3月15日修正）

(A)

内部格付手法を採用する金融機関においては、すべてのエクスポージャーについて内部格付手法を適用することが原則であることを踏まえ、段階的適用の範囲及び期間については、合理的な理由がある場合（合併や海外の規制状況等）を除き、以下の基準を目安とします。

- ① 段階的適用を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が、内部格付手法を採用する金融機関の信用リスク・アセットの額の合計額（※）に占める割合が概ね10パーセント以下であること。

※ 内部格付手法を採用する金融機関の信用リスク・アセットの額の合計額については、以下に掲げる信用リスク・アセットの額は含まないものとします。

- ・ 適用除外の対象となる信用リスク・アセットの額
- ・ ファンド向け出資に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額のうち、マンドート方式（告示第167条第7項及び第8項）、蓋然性方式（同条第10項）及びフォールバック方式（同条第11項）を適用する部分並びに（本Q&A第167条-Q9に記載されているように）ルック・スルー方式を適用する場合において「信用リスク・アセットの信頼性が確保できない」ことが理由で標準的手法を使用することとなる部分の信用リスク・アセットの額
- ・ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額

- ② 段階的適用の当初計画の開始から終了までの期間が概ね3年以内であること。

また、合理的な理由により上記の目安を超過する場合には、当該理由を内部格付手法実施計画に明記する必要があります。

なお、標準的手法、内部格付手法を採用する事業単位の間で、信用リスクを移転させることにより、意図的にグループ全体の所要自己資本の額を減らす行為は、禁止されます。

<適用除外>

**【関連条項】 第 148 条第 1 項**

第 148 条-Q1 適用除外の可否を判断する一つの基準である「第 152 条第 1 号イ及びロ又は第二号イ及びロに掲げる額の合計額」はどのように算出するのですか。(平成 25 年 9 月 20 日修正、平成 31 年 3 月 15 日修正)

(A)

適用除外の一つの判断要素である定量基準（個々の適用除外は 2 パーセント、適用除外合計については 10 パーセントの上限基準）に関する充足状況を確認する目的での「第 152 条第 1 号イ及びロ又は第二号イ及びロに掲げる額の合計額」は、連結自己資本比率の算出においては、金融機関の連結対象資産（内部取引消去後）に対し、採用しようとする手法（適用除外対象とする事業単位又は資産区分については標準的手法）により算出します。同様に、単体自己資本比率の算出においては、金融機関単体の資産に対し、採用しようとする手法を用いて算出します。

なお、投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）に係る信用リスク・アセットの額の合計額のうち、第 167 条に規定するマニフェスト方式（同条第 7 項及び第 8 項）、蓋然性方式（同条第 10 項）及びフォールバック方式（同条第 11 項）を適用する部分並びに（本 Q&A 第 167 条-Q9 に記載されているように）ルック・スルー方式を適用する場合において「信用リスク・アセットの信頼性が確保できない」ことが理由で標準的手法を使用することとなる部分の信用リスク・アセットの額については、定量基準の充足状況の確認に当たって、第 148 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する「割合」を算出する際の分子・分母に含めないこととします。

**【第 7 章（内部格付手法）－第 3 節（信用リスク・アセットの額の算出）関係】**

<複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャーに該当しないもの）の取扱い>

**【関連条項】 第 152 条、第 150 条**

第 152 条-Q1 複数の資産及び取引を裏付けとする資産に係るエクスポージャーのうち、ファンド向け出資に係るエクスポージャーに該当しないエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出は、どのように行えば良いですか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

複数の資産及び取引を裏付けとする資産のうち、投資信託等（所謂ファンド）への出資に係るエクスポージャーについては、告示第 167 条の規定に従い、原則として、同条第 2 項に定めるルック・スルー方式によって信用リスク・アセットの額を算出することとされています。

他方で、例えばクレジット・リンク債やリパッケージ債等の一部の仕組商品については、複数の資産及び取引を裏付けとする点でファンド向け出資に係るエクスポージャーと同様であり、裏付けとする資産及び取引のリスク水準がこうした商品の信用リスク・アセットの額に反映されるべきと考えられることから、ファンド向け出資に係るエクスポージャーと同様に、ルック・スルーにより裏付けとなっている個々の資産及び取引の状況を把握し、当該個々の資産及び取引の信用リスク・アセットの額を算出・合算する取扱い（※）が望ましいと考えられます（この際、個々の資産及び取引のエクスポージャー額は内部格付手法採用行の投資持分の割合に応じて調整する必要があります。）。

なお、こうした商品はファンドとは異なり、商品の組成後に裏付けとなる資産及び取引の入替えは発生せず、ファンド向け出資に係るエクスポージャーには該当しないことから、ルック・スルーにより信用リスク・アセットの額を算出する場合であっても、告示第 167 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の要件は適用されないものとして扱って差し支えありません。

※ 仕組商品については、その態様が様々であることから、信用リスク・アセットの額の算出方法について一律に規定する趣旨ではありません。各金融機関において、商品性を踏まえた適切な取扱いにより信用リスク・アセットの額を算出することが求められます。

#### <マチュリティ>

##### 【関連条項】第 158 条第 3 項第 3 号

第 158 条-Q2 内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティの算出において、どのような貿易金融取引について 1 年フロアの適用除外が認められますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

内部格付手法採用行は、第 158 条第 1 項の規定により、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たって実効マチュリティの計算が求められており、同項のただし書きの規定により、原則的取扱いとして実効マチュリティには「1 年」の下限（フロア）が適用されます。しかしながら、同条第 3 項の規定より、当初の満期が 1 年未満である一部の短期のエクスポージャーについては、当該フロアを適用しない取扱いが認められています。

こうした中、貿易金融取引については、同項第 3 号に定めるとおり、「短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務」（船荷により担保された商業信用状の発行又は確認によるものをいう。）の他に、「その他これに類するもの」が当該フロアを適用しないものとして認められます。

「その他これに類するもの」とは、商業信用状の発行又は確認によるエクスポージャーに類似するものであり、具体的には、①当初の満期が 1 年未満の短期の貿易関連与信のうち、

②内部格付手法採用行の提供する個々の与信がその発生の原因となっている個々の商取引（輸出債権）とそれぞれ対応関係にあり、当該個々の与信は、ロールオーバーされず、その満期到来時に返済を受けて消滅する（或いは、輸出債権の満期到来時に輸出債権者への決済完了に伴い自動的に消滅する）性質を有するものであって、実態として継続的ではない与信であると評価できるもの、が該当することとなります。

例えば、内部格付手法採用行が顧客（輸出者又は輸入者）からの依頼により行う輸出債権の買取りやユーザンス実行、他の銀行（輸出債権の買取銀行や L/C 発行銀行等）に対して実行するバックファイナンス、輸入者からの債務支払いや輸出者の契約履行に対する保証提供などが該当しうるものと考えられます。また、対応する個々の商取引が同一国内で行われる場合も、上記と同様の性質を有するものであれば該当しうると考えられます。

<信用リスク・アセットのみなし計算における計算方式の部分適用>

【関連条項】第 167 条

第 167 条-Q1 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、1つのファンドに対して複数の計算方式を部分的に適用することは可能ですか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、告示第 167 条の規定に従って、優先順位の高い計算方式から順に適用可否を判断することとなります。

具体的には、①ルック・スルー明細情報（ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引（以下「裏付けとなる資産等」という。）毎に信用リスク・アセットの額の算出に必要な情報が掲載されたデータ）が取得でき、かつ告示第 167 条第 2 項に規定するルック・スルー方式（LTA）の適用要件を充足する場合は LTA を、②LTA が適用できない場合であって、資産運用基準が明らかである場合はマンドレート方式（MBA）を、③LTA 及び MBA が適用できない場合であって、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが 250%/400%を下回る蓋然性が高いことを内部格付手法採用行が疎明できる場合は蓋然性方式（250%/400%）を、④上記①～③のいずれも適用できない場合はフォールバック方式（FBA）を適用することになります。

原則として、内部格付手法採用行は、ファンドの裏付けとなる資産等の全体に渡りルック・スルー明細情報を取得し、LTA を適用することが求められます。しかしながら、実際には、ファンド運営会社等から取得できるルック・スルー明細情報が、裏付けとなる資産等の一部のみを対象としている状況が考えられます。このような場合、ルック・スルー明細情報が取得できた部分については、上記の適用要件の充足を前提に LTA を適用することが可能です。また、残りの部分についても、資産運用基準が明らかである場合は MBA を適用する

ことができる一方、当該基準が明らかでない場合はFBAを適用することとなります。なお、蓋然性方式の部分適用は許容されません。

<レバレッジの掛かった複数の資産及び取引を裏付けとする資産の取扱い>

【関連条項】第 167 条

第 167 条-Q2 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、当該ファンドがレバレッジを掛けている場合は、どのように取り扱う必要がありますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

「第 167 条-Q1」に記載の通り、投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）の信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、原則としてルック・スルー方式を適用し、ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引（以下「裏付けとなる資産等」という。）を把握し、当該裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出することが求められます（ルック・スルー方式が適用できない場合は、マンドート方式を適用）。その上で、告示第 167 条第 2 項（マンドート方式の場合は同条第 7 項）に従い、当該信用リスク・アセットの総額をファンドの総資産で除して得られる割合（リスク・ウェイト）を、当該ファンドに対する自行の保有持分に係るエクスポージャーに乗じることで信用リスク・アセットの額を算出することとなります。

借入等によってファンドの裏付資産が膨らんでいる場合（レバレッジが掛かっている場合）においては、当該ファンドのレバレッジの比率（ファンドの総資産の純資産に対する比率）により、上述の「割合（リスク・ウェイト）」を適切に調整する必要があります。具体的には、次の算式に示す通り、ルック・スルー方式あるいはマンドート方式により算出した「割合（リスク・ウェイト）」に、レバレッジの比率を乗じることにより調整を行います。

$$RWA_{investment} = (RW_{fund} \times Leverage_{fund}) \times Exposure_{investment}$$

- $RWA_{investment}$  : ファンド投資持分に係る信用リスク・アセットの額
- $RW_{fund}$  : ルック・スルー方式あるいはマンドート方式により算出される、ファンド自体のリスク・ウェイト（裏付けとなる資産等の加重平均リスク・ウェイト）
- $Leverage_{fund}$  : ファンド自体のレバレッジの比率（※）
- $Exposure_{investment}$  : ファンド投資持分に係るエクスポージャーの額

※ マンドート方式においては、同条第 9 項第 2 号の規定に従い、資産運用基準において許容される最大のレバレッジの比率により調整することを原則としますが、資産運用

基準に許容される最大のレバレッジの比率に係る定めがなく、かつ信用リスク・アセットの額の算出基準日時点におけるファンドの実際のレバレッジの比率が判明している場合は、当該実際のレバレッジの比率を利用することも可能とします。

また、上記の算式は、次のように表現することも可能です。次の算式のように、レバレッジの比率により「割合（リスク・ウェイト）」を調整するのではなく、ファンドの裏付となる資産等の信用リスク・アセットの総額に出資比率を乗じる方法により、直接、ファンド投資持分に係る信用リスク・アセットの額を算定して頂いても構いません。

$$\begin{aligned}
 RWA_{investment} &= (RW_{fund} \times Leverage_{fund}) \times Exposure_{investment} \\
 &= \frac{RWA_{fund}}{Asset_{fund}} \times \frac{Asset_{fund}}{Equity_{fund}} \times Exposure_{investment} \\
 &= RWA_{fund} \times \frac{Exposure_{investment}}{Equity_{fund}} \\
 &= RWA_{fund} \times \text{出資比率}
 \end{aligned}$$

- $RWA_{fund}$  : ファンドの裏付資産の信用リスク・アセットの総額
- $Asset_{fund}$  : ファンドの総資産
- $Equity_{fund}$  : ファンドの純資産

<みなし計算における外部格付の参照方法>

【関連条項】第 167 条第 2 項

第 167 条-Q3 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、内部格付手法採用行がルック・スルー方式を適用する場合であって、当該ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引の与信先となる事業法人等に対して貸出を直接行っていない等により債務者格付を適切に付与できないときは、外部格付のみを利用して当該裏付けとなる個々の資産及び取引の信用リスク・アセットの額を算出することは可能ですか。（平成 31 年 3 月 15 日修正（旧「第 167 条-Q1」の修正））

(A)

内部格付手法を採用する金融機関が、ファンド向け出資に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額をルック・スルー方式により算出する場合において、当該ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引（以下「裏付けとなる資産等」という。）について、内部格付手法により信用リスク・アセットの額を算出するときは、第 4 節第 1 款から第 8 款までに規定されている内部格付手法に係る最低要件を充足することが求められます。

しかしながら、金融機関が当該裏付けとなる資産等の与信先となる事業法人等に対して貸

出を直接行っていない場合には、貸出を行っている場合と比較して入手可能な情報が限定されるという実務的な問題が生じ得ます。このような場合であっても、内部格付付与運営の適切性を損なわない限り、外部格付等の外部の情報を用いた債務者格付の付与及びこれに基づくデフォルト確率（PD）等の推計が求められます。もっとも、その際には、第 185 条第 2 項及び同条第 3 項に規定されているように、「保有する情報量が少ない場合は、債務者格付及び案件格付の付与又はプールへの割当てを、より保守的に行」う必要があるほか、「エクスポージャーに対して格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割り当てる際の主要な要素として外部格付を用いる場合は、それ以外の関連する情報も考慮に入れることが求められています。

このような要請から、内部格付手法を採用する金融機関は、当該裏付けとなる資産等の与信先となる事業法人等が有する外部格付と自らの債務者格付の性質の違いを十分に認識すること、例えば外部格付を付与する外部信用評価機関等と自らの内部格付制度における格付基準との十分な比較分析、共通の債務者に対して付与されている外部格付と内部格付の比較、各格付区分の PD の実績値及びデフォルトの定義の比較並びに当該比較の時系列での安定性の分析、そして保有する情報量が少ないことによる保守的補正の必要性の是非等を総合的に考慮したうえで、外部格付と内部格付の紐付け（マッピング）を行うことが求められます。

なお、ファンドの裏付けとなる資産等の構成が容易に変化し得る場合や、当該裏付けとなる資産等の与信先となる事業法人等のデフォルトに関する十分な情報を適時適切に入手することが困難な場合は、当該事業法人等は各内部格付に対応する PD 推計のための母集団には含めないことが基本となります。

<ファンドに含まれる派生商品取引等の取扱い>

**【関連条項】第 167 条第 2 項**

第 167 条-Q4 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、内部格付手法採用行がルック・スルー方式を適用する場合であって、当該ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引の中に株式関連派生商品取引が含まれている場合の信用リスク・アセットの額の算出方法はどのようになりますか。（平成 25 年 3 月 28 日修正、平成 30 年 3 月 23 日修正、平成 31 年 3 月 15 日修正（旧「第 167 条-Q2」の修正））

(A)

ルック・スルー方式によりファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引（以下、「裏付けとなる資産等」という。）の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たり、当該裏付けとなる資産等の中に株式関連派生商品取引が含まれるときは、派生商品取引のカウンターパーティリスクに係る EAD（当該派生商品取引が CVA リスク相当額を算出する必要がある場合は、CVA リスク相当額を算出する代わりに当該 EAD を 1.5 倍することを要する。）に、取

引の相手方のリスク・ウェイトを乗じることにより、取引の相手方に対する信用リスク・アセットの額を算出する必要があります。これに加えて、資産のリスクに関しては、内部格付手法を採用する金融機関が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に際してPD/LGD方式及びマーケット・ベース方式の簡易手法を用いる場合は、第166条第5項及び同条第6項に従い、必要に応じショート・ポジションはロング・ポジションとみなした上で、株式等エクスポージャーの保有に対する信用リスク・アセットの額を算出することになります。

具体的には、以下のような例において、内部格付手法を採用する金融機関がマーケット・ベース方式の簡易手法を用いている場合、次のように信用リスク・アセットの額を算出することになります。

#### <前提条件>

- ・ファンドの時価及び当該ファンドを保有する金融機関における簿価：100百万円
- ・株式ロング・ポジション（非上場株式）：90百万円
- ・派生商品取引（取引所における株価指数先物、取引相手方は適格中央清算機関）のショート・ポジション（ロング・ポジションとすべて異なる銘柄で構成）：想定元本90百万円（日経平均株価 15,000円、取引単位 1,000円、6単位、時価10百万円、残存期間1年以内）

	EAD	リスク・ウェイト	信用リスク・アセットの額
株式ロング・ポジション	90百万円	400%	360百万円
株式ショート・ポジション （資産に対するリスク）	90百万円	300%	270百万円
株価指数先物の ショート・ポジション （取引の相手方に対するリスク）	15百万円(注1)	2%(注2)	0.3百万円
CVAリスク相当額			0百万円(注3)
合計			630.3百万円

(注1) 概算によるもの。なお、下記「注3」の通り、CVAリスク相当額の捕捉が不要な派生商品取引であるため、EADを1.5倍することは要しない。

(注2) 適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーのリスク・ウェイト

(注3) 中央清算機関との間の派生商品取引については、CVAリスク相当額の捕捉は不要

<ファンドに含まれる派生商品取引等のEAD>

【関連条項】第167条第2項、第79条、第79条の2、第79条の4、第157条第5項、第

165 条第 5 項、改正告示（平成 30 年金融庁告示第 13 号）附則第 2 条

第 167 条-Q5 ルック・スルー方式によりファンドの信用リスク・アセットの額を算出する場合において、当該ファンドに含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引の EAD を算出するにあたって、SA-CCR とカレント・エクスポージャー方式（CEM）の適用関係はどのように整理されるのでしょうか。（平成 30 年 3 月 23 日追加、平成 31 年 3 月 15 日修正）

(A)

派生商品取引の EAD の算出にあたって SA-CCR を適用する内部格付手法採用行が、ファンド向け出資に係るエクスポージャーにルック・スルー方式を適用する場合には、当該ファンドに含まれる派生商品取引の EAD の算出についても、原則として SA-CCR の適用が求められることとなります。ただし、SA-CCR 適用に係る準備期間を確保するため、平成 30 年改正告示附則第 2 条が適用される間は、ファンド毎に SA-CCR と CEM の選択適用が認められます。

（参考：SA-CCR と CEM の適用関係）（※1）

附則第 2 条の適用期間		附則第 2 条の適用期間後	
EAD の算出方法	ファンド内	EAD の算出方法	ファンド内
	CEM 又は SA-CCR		ファンド毎 に選択可 (※2)

※1：当該適用関係は、長期決済期間取引の EAD の算出においても該当します。

※2：銀行が保有するファンドについて、一旦 SA-CCR を適用した場合は、当該ファンドについて継続的に SA-CCR を適用することが求められます。

※3：平成 30 年改正告示附則第 2 条の適用期間後において、SA-CCR の適用が求められるファンドについては、SA-CCR による EAD の算出ができない場合はルック・スルー方式を用いることができなくなります。

<ルック・スルー方式の適用要件>

【関連条項】第 167 条第 2 項

第 167 条-Q6 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）の信用リスク・アセットの額を算出するにあたって、内部格付手法採用行がルック・スルー方式（LTA）を適用する場合は LTA 適用要件の充足が必要ですが、どのように充足状況を確認・評価する必要がありますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）について、内部格付手法採用行が、ルック・スルー方式（LTA）により当該資産の信用リスク・アセットの額を算出する場合は、告示第167条第2項に規定されているように、ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引（以下「裏付けとなる資産等」という。）のエクスポージャーに関する情報（以下「ルック・スルー明細情報」という。）が次の2つの要件を充足する必要があります。

(1) 内部格付手法採用行により十分かつ頻繁に取得されていること

(2) 独立した第三者により検証されていること

当該要件の充足状況の確認・評価については、(i) 市場性ファンドと (ii) 非市場性ファンドで、ファンドの特性が大きく異なることを踏まえ、以下のとおり考え方を示します。(※1)

※1：ここでは、「(i) 市場性ファンド」と「(ii) 非市場性ファンド」は、ファンドが主たる投資対象としている商品の市場流動性や、基準価額（又は純資産価値）の算出される頻度を踏まえて判別します。基準価額（又は純資産価値）の算出頻度の観点では、(i) は「月次以上の頻度」で算出されるファンド、(ii) は (i) に該当しないファンド、が判別の目安になると考えられます。

#### (i) 市場性ファンドの場合

##### <要件 (1) について>

要件 (1) の充足のためには、ルック・スルー明細情報が、「十分」かつ「頻繁」に取得される必要があります。

ここで、「十分」とは、内部格付手法採用行において、リスク・ウェイトを判定可能な程度に詳細な情報であることを意味します。ルック・スルー明細情報は、原則として裏付けとなる個々の資産/取引毎の粒度で、それぞれのエクスポージャー額やリスク・ウェイトの判定に資する情報項目を取得することが必要となります。

一方、「頻繁」とは、投資家である内部格付手法採用行の自己資本比率の算出・公表以上の頻度を意味します。例えば、当該内部格付手法採用行の自己資本比率の算出・公表の頻度が「四半期毎」である場合は、ルック・スルー明細情報の取得頻度は、四半期毎以上であることが必要となります。

##### <要件 (2) について>

要件 (2) の充足のためには、「独立した第三者」により、ルック・スルー明細情報の適切性が検証されている必要があります（第三者検証要件）。ただし、ファンド側における（ル

ック・スルー明細情報の作成・提供を含めた) 業務運営の適切性を確保するための統制の仕組みも、ファンドにより様々であると考えられることから、必ずしも第三者検証要件の充足判定に当たり、画一的な基準に依拠することを要請するものではありません。

ファンドの業務運営に携わるステークホルダは複数存在しており、それぞれが異なる業務を遂行しています。こうした中、それぞれ独立した立場で業務を行う異なる二者の間で確認/検証/照合作業等を行うことにより、ルック・スルー明細情報の適切性が確保される(あるいは適切性が推定される)場合には、第三者検証要件を充足するものとして扱うことができると考えられます。

例えば、運用会社と信託会社或いは計理事務を担当するアドミニストレータとの間で、「基準価額」や「純資産価値」、又は「ポートフォリオ明細」等の確認(※2、3)が、内部格付手法採用行の自己資本比率の算出・公表以上の頻度で行われている場合は、第三者検証要件を充足するものとして差し支えありません。(本邦における「金銭の信託」については、信託会社内の独立した異なる部署間での検証作業等を通じて、明細情報の適切性が確保される態勢が整っている場合は、「独立した第三者」による検証として扱うことも可能とします。)

※2: ルック・スルー明細情報自体ではなく、基準価額又は純資産価値のみを対象とした適切性の確認が運用会社と信託会社等の間で行われているファンドであっても、適切性が疑われる場合には速やかに明細レベルで原因究明を行い、(重要性の基準が設けられている場合は当該基準に照らして) 必要に応じて基準価額又は純資産価値を修正し、適切性を確保する運用が行われている場合は、実態として明細レベルの検証に相当するものとみなします。

※3: 運用会社と信託会社の両者について、基準価額あるいは純資産価値の計算及び照合作業が外部委託されている場合であっても、実質的に両者による計算作業が独立して実施され、照合作業が実施されているのであれば同様に評価できるものと考えられます。

#### (ii) 非市場性ファンドの場合

非市場性ファンドについては、市場性ファンドと比べ、裏付けとなる資産等の変動(入替え)の頻度は低く、また裏付けとなる資産等の価格も内部格付手法採用行の自己資本比率の算出・公表以上の高頻度で取得することは必ずしも容易ではないという状況が考えられます。こうした状況も踏まえ、非市場性ファンドについては、投資家たる内部格付手法採用行において、

- イ) 少なくとも年1回以上の第三者検証(会計監査も可)を受けた明細情報を取得し、かつ、
- ロ) 期中の個々の投資活動に係る情報(購入・売却等の対象資産及びその価格を含む。)を適時に(購入・売却等の都度又は月次等の頻度で)確認することにより継続的に

資産構成を把握し、適切にファンドをモニタリングできる態勢が整っている場合は、LTA 適用要件（上記の（1）及び（2））を充足するものとみなすこととします。（※4）

※4：非市場性ファンドにおける LTA 適用要件の充足に係る考え方は上記の通りですが、ブック・スルー明細情報を極力高い頻度（半期毎や四半期毎）で取得し、上記（ロ）で確認した内容との整合性も確認した上で、当該明細情報を信用リスク・アセット算出に使用することが望ましいものと考えられます。

<第三者により判定されたリスク・ウェイトの利用>

【関連条項】第 167 条第 2 項、第 5 項、第 6 項

第 167 条-Q7 ファンド向け出資に係るエクスポージャーにブック・スルー方式を適用する際、ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引について、第三者により判定されたリスク・ウェイトを使用する場合の取扱いはどうになりますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

告示第 167 条第 5 項及び第 6 項に規定されているように、内部格付手法採用行は、自らがファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引（以下「裏付けとなる資産等」という。）のエクスポージャーに関する情報を同条第 2 項第 1 号の要件を満たす形で取得できない場合であっても、第三者（当該内部格付手法採用行以外の者）が「十分」（※）かつ「頻繁に」当該情報を取得・保有できているときは、当該第三者に標準的手法の枠組みによるリスク・ウェイトの判定を委ね、当該判定されたリスク・ウェイトを用いて、同条第 2 項の「裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額」を算出することが可能です（当該計算方式は、ファンドの裏付けとなる資産等の一部に対して適用することも許容されます。）。ただし、このように第三者により判定されたリスク・ウェイトを用いる場合は、原則として、同条第 6 項の規定に従い、当該リスク・ウェイトを「1.2 倍」することとなります。

※ ここで「十分」な情報とは、裏付けとなる個々の資産/取引毎の粒度で、それぞれのエクスポージャー額や（標準的手法の枠組みの下で）リスク・ウェイトの判定に資する情報項目を含むブック・スルー明細情報を表します。

しかしながら、第三者により判定されたリスク・ウェイトを使用する場合であっても、当該判定が適切に実施されていることが確認でき、実態として、内部格付手法採用行自らが、リスク・ウェイトを判定する場合と同等と評価できるのであれば、資本賦課の面でも内部格付手法採用行自らがリスク・ウェイト判定する場合と同等に取扱う（「1.2 倍」しない取扱い）ことは許容されるものと考えます。

「内部格付手法採用行自らがリスク・ウェイト判定する場合と同等」と評価できる例と

しては、内部格付手法採用行が、第三者側でリスク・ウェイト判定や信用リスク・アセットの額の算出が行われた結果の情報（場合によっては集約された情報）を受領する場合に、当該情報とは別に、裏付けとなる個々の資産/取引毎の粒度で、エクスポージャー額やリスク・ウェイトの判定に資する情報項目を含むリスク・スルー明細情報を少なくとも年 1 回受領した上で、サンプルチェック等を通じて、第三者によるリスク・ウェイト判定の適切性を確認している場合が考えられます。

<リスク・スルー明細情報の基準日>

【関連条項】第 167 条第 2 項、第 5 項

第 167 条-Q8 ルック・スルー方式によりファンド向け出資に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合において、リスク・スルー明細情報は、内部格付手法採用行の自己資本比率算出の基準日よりも前の直近のものを利用することは許容されますか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

リスク・スルー方式によりファンド向け出資に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、内部格付手法採用行はリスク・スルー明細情報を取得し、裏付けとなる個々の資産及び取引のエクスポージャーの詳細を把握する必要がありますが、ファンド毎に一貫性をもって用いることを前提に、内部格付手法採用行の自己資本比率算出の基準日に対応する明細情報に代えて、当該基準日前の直近の明細情報を利用することも可能とします。

<内部格付手法採用行がリスク・スルー方式を適用する場合における標準的手法の適用>

【関連条項】第 167 条第 2 項

第 167 条-Q9 内部格付手法採用行がリスク・スルー方式によりファンド向け出資に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合において、ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引の信用リスク・アセットの総額を算出する必要がありますが、当該裏付けとなる個々の資産及び取引の信用リスク・アセットの算出に当たり、どのようなときに標準的手法を適用することになりますか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

内部格付手法採用行は、ファンド向け出資に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にリスク・スルー方式を用いる場合、原則として、ファンドの裏付けとなる個々の資産・取引（以下「裏付けとなる資産等」という。）ごとに、エクスポージャーに関する情報を把握し、内部格付及び信用リスクのパラメータ（PD、該当あれば LGD 及び EAD）の付与を行い、それぞれの信用リスク・アセットを算出することが求められます。ただし、自行の内部格付手法実施計画上、「適用除外」又は「段階的適用」として位置付けられている資産区分については、標準的手法による信用リスク・アセットの算出が認められること

から、裏付けとなる資産等の中に当該資産区分に該当する資産・取引がある場合は、その該当する資産・取引について標準的手法の適用が許容されます。また、「適用除外」又は「段階的適用」として位置付けられている事業単位においてファンド向け出資のエクスポージャーを保有する場合においては、当該ファンドの裏付けとなる資産等についても、同様に標準的手法の適用が許容されます。(※1)。

一方で、裏付けとなる資産等について内部格付手法に基づく適切な信用リスク・アセットの算出が困難(例えば、ファンドの組入資産の債務者に対する直接の貸出取引がなく、外部格付も付与されていない状況など、取得可能な情報が限定的となることにより適切な内部格付が付与できない場合や、投資先が内部格付制度の適用対象セグメント(市場・業種等)の範囲外であるなど、内部格付手法採用行の内部格付制度における評価プロセスに照らして適切な内部格付や信用リスクのパラメータの付与が困難となる場合など。)であり、信用リスク・アセットの信頼性が確保できない場合は、当該「信頼性が確保できない」資産・取引については標準的手法の枠組みを適用すべきと考えられます(※1)。上記取扱いに当たっては、裏付けとなる資産等に対して内部格付やパラメータの付与が信頼性をもって実施できるか否かについて、内部格付手法採用行において判断の基準を内部規程等に定め、適切に運用することが必要になるものと考えられます(※2)。

※1：なお、裏付けとなる資産等の中に株式等エクスポージャーが含まれる場合は、当該株式等エクスポージャーに標準的手法を適用することは許容されず、告示第166条第3項第1号に規定する「簡易手法」を適用する必要があります。また、裏付けとなる資産等の中に証券化エクスポージャーが含まれる場合は、第258条から第260条までに規定する「外部格付準拠方式」を当該証券化エクスポージャーに適用する必要があります。(これらの点は、内部格付手法採用行がファンドにマンドート方式を適用する場合(即ち、保守的に仮定した資産構成に標準的手法を適用する場合)においても当てはまる注意点です。)

※2：裏付けとなる資産等に対して、内部格付手法による所要自己資本(EL+UL)を軽減する意図をもって標準的手法を適用することは許容されません。例えば、明らかにデフォルト相当と評価される資産や、そうした資産を投資対象とするファンドについては取扱いに注意が必要と考えられます。内部格付手法採用行が、内部格付やパラメータの付与が信頼性をもって実施できるか否かの判断の基準を設定するに当たっては、上記のような点にも留意する必要があると考えられます。

<マンドート方式におけるマンドートの範囲>

【関連条項】第167条第7項

第167条-Q10 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産(ファンド向け出資に係るエクスポージャー)の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、マンド

ート方式を適用する場合、どのような情報が資産運用基準（マンドート）として利用できますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

ファンドの運用対象資産の範囲や制約に係る情報については、①明確な遵守事項として設定される基準、②投資方針・ガイドラインといった（厳格に遵守を要請しない）目安としての基準の双方が存在するものと考えられます。

マンドート方式による信用リスク・アセットの額の算出においては、保守的に資産構成を仮定する必要がありますが、前者（①）の基準は明確な遵守事項であることから、保守的な仮定を設定する上で相応しい情報であると考えられる一方、後者（②）の基準については、必ずしも遵守が要請されないことから、資産運用基準（マンドート）として利用できる情報であるかが論点となります。

この点、マンドートとしての利用可否は、実態として遵守事項として機能しているか否かにあると考えられます。②のような、投資の方針や目安を示す情報であっても、毎期の運用報告書の確認その他のファンドに対するモニタリングを通じて、基本的には当該方針どおりの運用が行われていることが継続的に確認できる場合は、実態として遵守基準として機能していると考えられることから、マンドートに相当するものと評価して構いません。

（※1、2）

※1：ただし、マンドートとして利用する情報は、上記①②のいずれについても、ファンド運用会社と（当該ファンドの）全ての投資家との間で共有する文書において、明記されていることを必要とします。当該情報が掲載される文書の態様（契約書、目論見書、事業体の定款等）や公表・非公表の別は問いません。

※2：また、マンドートの内容を特定するに当たっては、入手可能な全ての情報を考慮に入れる必要がある点にご留意ください（抽象度の高い情報のみを抽出してマンドートとして使用することは許容されません。）。

なお、マンドート方式においては、ファンドの運用対象資産の範囲や制約に係る情報として、ファンドのマンドートだけでなく、ファンドやその運用方針等を規制する各国の法令に含まれる情報も利用可能です。

<マンドート方式におけるリスク・ウェイトの計算方法>

【関連条項】第 167 条第 7 項、第 8 項

第 167 条-Q11 内部格付手法採用行が投資信託等の複数の資産を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、マンドート方式を適用する場合、どのような点に注意する必要がありますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

内部格付手法採用行がマンドート方式を適用してファンドの信用リスク・アセットの額を算出する場合、告示第 167 条第 7 項及び第 8 項に従い、資産運用基準に基づき信用リスク・アセットの総額が最大となるよう裏付けとなる資産等の構成を想定し、当該額を算出する必要がありますが、このとき、内部格付手法採用行が当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーを直接保有しているものとみなして、信用リスク・アセットの額を算出することが求められます。具体的には、次の 3 つのエクスポージャーについて信用リスク・アセットの額を算出し、その合計額を当該「信用リスク・アセットの総額」とすることとなります。なお、当該構成のうち、株式等エクスポージャーにはマーケット・ベース方式における簡易手法のリスク・ウェイトを、証券化エクスポージャーには外部格付準拠方式のリスク・ウェイトを、それ以外のエクスポージャーには標準的手法のリスク・ウェイトを、それぞれ適用します。

① オンバランス・シートのエクスポージャー

- バランスシートに計上される資産のうち派生商品取引に係る資産は除きます。

② オフバランス・シートのエクスポージャー

- オフバランス・シート項目や派生商品取引の対象資産（参照資産）について、第 1 の柱で信用リスク・アセットの額の算出が要請される場合はエクスポージャーを認識する必要があります。
- 派生商品取引の対象資産（参照資産）が不明な場合は、保守的に想定元本の全額をエクスポージャーとして認識する必要があります。（CCF を 100%とする取扱い。）
- 派生商品取引の想定元本が不明な場合は、保守的に、資産運用基準で許容される最大の想定元本を使用する必要があります。

③ 派生商品取引のカウンターパーティ信用リスクのエクスポージャー

- SA-CCR とカレント・エクスポージャー方式のいずれかを想定して、保守的にエクスポージャー額を認識するものとします（マンドート方式を適用するファンドについては、内部格付手法採用行が直接保有する派生商品取引に対して適用する方式と同じ方式を想定するものとします。）。
- カレント・エクスポージャー方式を想定する場合、
  - ・ 再構築コストが不明な場合は、想定元本の額で代替する必要があります。
  - ・ アドオンの額を算出するに当たって、アドオンの掛目が不明な場合は、想定される最も保守的な掛目を使用する必要があります。
- SA-CCR を想定する場合においても、同様に、SA-CCR の枠組みにおいて保守的な水準となる状況を設定するものとします。

<蓋然性方式の利用>

【関連条項】 第 167 条第 10 項

第 167 条-Q12 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）のリスク・ウェイトを算出するに当たって、蓋然性方式を適用する場合、どのような取扱いとなりますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

告示第 167 条第 10 項に規定する蓋然性方式を利用する場合、ファンド向け出資に係るエクスポージャー自体のリスク・ウェイトの水準が、250%/400%を下回る蓋然性を評価することになります。この際、内部格付手法採用行は、自行に適用される信用リスク・アセットの額の算出の枠組みを前提とし、足許のファンドの裏付けとなる資産等（オフバランス取引や派生商品取引、株式等エクスポージャーのショート・ポジション等を含む。）の構成及びレバレッジの状況に基づいて当該蓋然性を評価することが必要となります（旧告示第 167 条第 4 項に規定される計算方式（所謂「内部モデル手法」）により蓋然性を評価することは許容されません。）。足許の裏付けとなる資産等の構成及びレバレッジの状況について、個別資産・取引毎の詳細や正確なレバレッジの比率（ファンドの総資産の純資産に対する比率）の水準に係る情報を取得しない場合でも、蓋然性評価に資する形で概要としての情報が提供されている場合は、保守性も勘案の上、各行においてファンド向け出資に係るエクスポージャー自体のリスク・ウェイトを見積もることが可能であると考えられます。

なお、蓋然性方式を、ファンドの裏付けとなる資産等の一部に適用すること（部分適用）ができない点には注意が必要です。

<ファンド・オブ・ファンズのリスク・ウェイトの計算方法>

【関連条項】第 167 条

第 167 条-Q13 内部格付手法採用行が投資しているファンドが別のファンドに投資している場合、どのようにリスク・ウェイトを算出する必要がありますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

ファンド・オブ・ファンズのように、内部格付手法採用行が投資しているファンド（ファンド①とします。）が別のファンド（ファンド②とします。）に投資している場合についても、告示第 167 条の規定がそれぞれのファンドに対して適用されることとなります。

例えば、ファンド①にルック・スルー方式を適用する場合、ファンド①が同条第 2 項の適用要件を充足することが必要となります。また、ファンド①のルック・スルー明細上にファンド②の投資持分が含まれることとなりますが、当該投資持分に係る信用リスク・アセットの額も、同条の規定に従い算出する必要があります。ファンド②に対してもルック・スルー方式を適用する場合は、同様に同条第 2 項の適用要件の充足が必要です。

なお、下位の階層のファンド（ファンド②）についてルック・スルー方式を適用するには、直前の上位の階層（ファンド①）においてルック・スルー方式が適用できることが前

提となります。また、方式の部分適用やレバレッジの勘案に係るルールも同様に、各階層のファンドに対して適用されます。

<基礎的内部格付手法における投資事業組合等への出資枠の取扱い>

【関連条項】第 167 条

第 167 条-Q14 基礎的内部格付手法において、事業再生等を目的とする投資事業組合等への出資枠の未引出額の掛目は何%ですか。(平成 18 年 12 月 27 日追加、平成 31 年 3 月 15 日修正 (旧「第 167 条-Q3」の修正))

(A)

事業再生等を目的とする投資事業組合等への出資に際しては、通常、契約期間中に当該投資事業組合等から出資の要求（キャピタル・コール）があった場合に、一定の金額（出資枠）を限度に出資を行う契約になっています。このような出資契約においては、与信先からの要求に応じ一定の金額（融資枠又はコミットメント額）を限度に資金を提供する点において、コミットメントと基本的に同様と考えられることから、基礎的内部格付手法採用行が出資枠から既に出資した額を控除した未引出部分のデフォルト時損失額（EAD）を算出するに際しては、第 157 条第 4 項のコミットメントに係る掛目を当該未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限の存在その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に乗ることとします。従って、当該出資契約を任意の時期に無条件で取消可能な場合、第 157 条第 4 項第 1 号に基づき、未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限の存在その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に対して 0%の掛目を乗じて得た額を既に出資した額に加えた額が、当該出資契約の信用リスクに係る EAD となります。また、その他の場合には、75%の掛目を未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限の存在その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に乗じて得た額と既に出資した額の総額が、当該出資契約の信用リスクに係る EAD となります。